

予算決算常任委員会提出資料

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

平成23年10月

目 次

I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

- 1 防災対策 ～災害から命と暮らしを守る社会～
 - 1 防災対策の推進（1 1 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
 - 2 治山・治水・海岸保全対策の推進（1 1 2）・・・・・・・・・・ 3 頁

- 2 生活安全対策 ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～
 - 1 交通安全対策の推進（1 2 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
 - 2 犯罪対策の推進（1 2 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
 - 3 消費生活の安全の確保（1 2 3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
 - 4 食品・医薬品等の安全と暮らしの衛生確保（1 2 4）・・・・・・・・ 11 頁
 - 5 感染症対策の推進（1 2 5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 頁

- 3 保健・医療の充実 ～健康な暮らしと安心できる医療体制～
 - 1 健康対策の推進（1 3 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 頁
 - 2 医療体制の整備（1 3 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 頁

- 4 共生の福祉社会の構築 ～地域の中で誰もが共に支え合う福祉社会～
 - 1 社会福祉の充実（1 4 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 頁
 - 2 高齢者福祉の充実（1 4 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 頁
 - 3 障がい者の自立と共生（1 4 3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 頁

- 5 低炭素社会・循環型社会の構築 ～環境への負荷が少ない持続可能な社会～
 - 1 地球温暖化対策の推進（1 5 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 頁
 - 2 廃棄物対策の推進（1 5 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 頁
 - 3 大気環境の保全（1 5 3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29 頁
 - 4 水環境の保全（1 5 4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 頁

- 6 自然環境の保全 ～命を育み暮らしを支える自然との共生～
 - 1 自然環境の保全と活用（1 6 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33 頁
 - 2 社会全体で支える森林づくり（1 6 2）・・・・・・・・・・・・・・・・ 35 頁

II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～

- 1 人権の尊重と参画・協働 ～一人ひとりが尊重され、参画できる社会～
 - 1 人権尊重社会の実現（2 1 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37 頁
 - 2 男女共同参画社会の実現（2 1 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 頁
 - 3 多文化共生社会と国際貢献・交流の推進（2 1 3）・・・・・・・・・・ 41 頁
 - 4 NPOの参画による協働社会づくり（2 1 4）・・・・・・・・・・・・・・・・ 43 頁

- 2 子育て・教育 ～子どもの健やかな成長を支える社会～
 - 1 子育て環境の整備（2 2 1） 4 5 頁
 - 2 子どもの育ちを支える家庭力・地域力の向上（2 2 2） 4 7 頁
 - 3 学校教育の充実（2 2 3） 4 9 頁

- 3 雇用と就労環境づくり ～誰もがいきいきと働ける社会～
 - 1 地域の実情に応じた多様な雇用支援（2 3 1） 5 1 頁
 - 2 職業能力開発への支援（2 3 2） 5 3 頁
 - 3 いきいきと働ける就労環境づくり（2 3 3） 5 5 頁

- 4 文化・スポーツの振興と学びの場づくり ～生きがいを感じ、心の豊かさを育む社会～
 - 1 生涯学習の振興（2 4 1） 5 7 頁
 - 2 文化の振興（2 4 2） 5 9 頁
 - 3 スポーツの推進（2 4 3） 6 1 頁

- 5 地域づくり ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～
 - 1 地域の特性を生かした地域づくり（2 5 1） 6 3 頁
 - 2 農山漁村の振興（2 5 2） 6 5 頁
 - 3 東紀州地域の振興（2 5 3） 6 7 頁
 - 4 快適な住まいまちづくり（2 5 4） 6 9 頁
 - 5 交通網の整備（2 5 5） 7 1 頁

III 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

- 1 農林水産業の振興 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～
 - 1 農産物の供給（3 1 1） 7 3 頁
 - 2 農業生産構造の確立（3 1 2） 7 5 頁
 - 3 林業の振興（3 1 3） 7 7 頁
 - 4 水産業の振興（3 1 4） 7 9 頁
 - 5 農林水産業の新たな価値の創出（3 1 5） 8 1 頁

- 2 産業振興 ～地域に活力と雇用を生み出す強じんて多様な産業～
 - 1 強じんな産業構造基盤づくりの推進（3 2 1） 8 3 頁
 - 2 ものづくり三重の推進（3 2 2） 8 5 頁
 - 3 地域の活力を生かした産業の推進（3 2 3） 8 7 頁
 - 4 科学技術の振興（3 2 4） 8 9 頁
 - 5 観光・交流産業の振興（3 2 5） 9 1 頁

- 3 基盤整備 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備
 - 1 道路網・港湾の整備（3 3 1） 9 3 頁

2	水資源の確保（332）	95頁
3	エネルギー対策の推進（333）	97頁

施策の推進を支えるために

1	「みえ県民力ビジョン」の推進	99頁
2	県行政の自立的な運営	101頁
3	県財政の的確な運営	103頁
4	適正な会計事務の確保	105頁
5	土地の計画的な利用の促進	107頁
6	分権型社会の実現	109頁
7	県情報の発信と共有の推進	111頁
8	ITの利活用	113頁
9	公共事業推進の支援	115頁

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

111 防災対策の推進 (主担当部：防災危機管理部)	11101	新たな防災対策の計画的な推進	(防災危機管理部)
	11102	防災対応力の充実・強化	(防災危機管理部)
	11103	協創による地域防災力の向上	(防災危機管理部)
	11104	迅速な対応に向けた防災情報の共有化	(防災危機管理部)
	11105	災害医療体制の整備	(健康福祉部)
	11106	安全な建築物の確保	(県土整備部)
	11107	緊急輸送ルートの整備	(県土整備部)
	11108	消防力向上への支援	(防災危機管理部)
	11109	高圧ガス等の保安の確保	(防災危機管理部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定され、「自助」「共助」「公助」による防災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015 年度)	現状値 (2011 年度)
防災に関して「自助」の取組を行う県民の割合		

[目標項目の説明]

- ・非常持ち出し袋の準備や3日以上の食料の備蓄、家具固定に取り組んでいる県民の割合の平均値 (防災危機管理部地震対策室「防災に関する県民意識調査」)

<現状と課題>

- ・ 東日本大震災では、国内観測史上最高のマグニチュード9.0が観測され、想定をはるかに超える巨大津波により、多くの尊い命が奪われました。本県においても、東海・東南海・南海地震の発生による甚大な被害が想定されており、地震対策・津波対策を早急に見直し、県自らの災害対応力を強化していくことが求められています。
- ・ 平成23年台風12号は、紀伊半島を中心に記録的な大雨をもたらし、本県に甚大な被害を及ぼしました。このような広域に被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等による風水害を未然に防ぐため、ハード・ソフト両面にわたる対応策を一層充実・強化していく必要があります。
- ・ 防災に関する支援・受援に関する広域連携の重要性が高まるとともに、県は広域的、専門的な観点から市町が行う防災対策の取組を支援・補完していくことが求められています。
- ・ 災害時の住民避難率や住宅の耐震化率などが低いことから、県は、「自助」「共助」の活動を支援するとともに、協創による地域防災力の向上をめざしていく必要があります。

<変革の視点>

- ・ 「災害は必ず起こる」を前提に、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守

る「共助」の重要性を県民と共有し、防災対策をこれまで以上に実効性あるものにしていく必要があります。県は、県民の命を守ることを最優先に広域的な災害に対する対応力の向上を図るとともに、市町の防災力強化に向けた取組を支援し、総合的な防災対策を推進します。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(防災危機管理部)

- ・ 緊急かつ集中的に取り組むべき地震対策・津波対策を「三重県緊急地震対策行動計画」に基づき、早急に実施します。
- ・ 東日本大震災や最新の知見をふまえ、地震被害想定調査を実施し、「新地震対策行動計画（仮称）」を新たに策定するとともに、「三重風水害等対策アクションプログラム」の検証等を行い、自然災害全般に対する総合的な防災対策を計画的に推進します。
- ・ 市町や防災関係機関との連携による災害対策の充実、防災に向けた広域的な連携の促進、災害時における応急対策の活動拠点となる広域防災拠点の整備を進め、災害対応力の充実強化を図ります。
- ・ 地域防災の核となる人材の育成や防災教育、企業防災の取組を支援し、災害に強い地域づくりを推進します。
- ・ 災害発生時に県、市町、防災関係機関等が迅速かつ的確に活動できるよう、防災情報の共有化を推進します。
- ・ 消防の広域化、広域運用に資する取組を支援するとともに、産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

(健康福祉部)

- ・ 災害医療体制を強化するため、地域における関係機関との連携強化に引き続き取り組むとともに、研修等を通じた災害医療を支える人材の育成や災害時の医療情報収集体制の整備に取り組みます。
- ・ 災害時に中心的役割を担う災害拠点病院の取組を支援するとともに、国庫補助制度等を活用して、災害拠点病院等の耐震化を促進していきます。

(県土整備部)

- ・ 「三重県耐震改修促進計画」に基づき、市町と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援するなど、減災に寄与する建築物の耐震化を促進します。
- ・ 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備、橋梁耐震対策及び道路防災点検結果に基づく落石等の危険箇所への法面对策等を実施することにより、災害時に円滑に機能する道路ネットワークの形成を進め、円滑な救助・救援活動や緊急物資輸送手段の確保を図ります。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

112 治山・治水・海岸保全 対策の推進 (主担当部：県土整備部)	11201	土砂災害対策の推進	(県土整備部)
	11202	治山対策の推進	(環境森林部)
	11203	洪水防止対策の推進	(県土整備部)
	11204	海岸保全対策の推進	(県土整備部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

自然災害から県民の生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015年度)	現状値 (2011年度)
自然災害への対策が講じられている人家数		

[目標項目の説明]

・治山、砂防、河川、海岸事業により自然災害から守られる人家数（県土整備部河川・砂防室、港湾・海岸室、環境森林部森林保全室調べ）

<現状と課題>

- ・ 局地的な集中豪雨による土砂災害や山地災害、中小河川での浸水被害の発生や、台風の大規模化による高潮被害の懸念など、自然災害に対する県民の不安は依然として高い一方、県内の河川や海岸の堤防整備などハード対策の水準は依然として低く、効率的・効果的な整備が求められています。
- ・ 東海・東南海・南海地震が連動する大規模な地震発生が想定されていることから、海抜が低い地域などにおける堤防基礎地盤の液状化対策や河口部の水門の耐震対策などにより、地震や津波に対し、海岸保全施設や河川施設等の機能を確保することが求められています。
- ・ 堤防などのハード対策のみによる防災には限界があることから、人的被害の軽減を図るため、ソフト対策のさらなる充実が求められています。
- ・ これまで整備し老朽化してきている治山・治水・海岸保全施設や土砂堆積により機能が低下している河川について、適正な維持管理が求められています。

<変革の視点>

- ・ 東日本大震災で明らかとなった地震・津波対策や、県内で甚大な被害をもたらした平成16(2004)年、23(2011)年の土砂災害・風水害対策に係る課題をふまえ、災害防止のための施設整備や維持管理を進めるとともに、効果の早期発現の観点からの被害軽減に向けたソフト対策の充実・強化、地震・津波に対する新たな取組を進めます。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(県土整備部)

- ・ 県民の生命、財産を守る河川・海岸堤防や砂防施設の整備などのハード対策については、緊急に必要なもの重点化、効率化を図り、早期に効果を発現させます。

- ・ 大規模な地震・津波による被害を軽減するため、堤防や水門・排水機場等の補強や耐震化、避難に資する防潮扉の動力化等を進めます。
- ・ 自然災害から住民の生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水位計、潮位計、ライブカメラ等の設置や浸水想定区域図の作成を行うとともに、市町と連携して土砂災害警戒区域の指定等の取組を進めます。
- ・ これまで整備してきた施設が十分に機能を発揮できるように、老朽化した施設の修繕や河川の堆積土砂の撤去など適切な維持管理を行います。

(環境森林部)

- ・ 県民の生命・財産を守るため、治山対策について、緊急性等を考慮して推進します。また、これまで整備してきた治山施設が十分に機能を発揮できるよう、老朽化した施設の適切な維持管理を行います。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

121 交通安全対策の推進

(主担当部：生活・文化部)

12101	交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	(生活・文化部)
12102	安全で快適な交通環境の整備	(警察本部)
12103	交通秩序の維持	(警察本部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支えあい、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故による死者が減少しています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015年度)	現状値 (2011年度)
交通事故死者数		

〔目標項目の説明〕

- ・交通事故発生から24時間以内の死者数（警察本部交通部調べ）

<現状と課題>

- ・県内の交通事故による死者数及び負傷者数は長期的に見た場合には減少傾向にありますが、年間1万5,000人以上（1日あたり40人以上）の方が死傷しており、県民の皆さんが安全に安心して暮らしていくには未だ厳しい情勢にあることから、交通安全対策の強化が求められています。
- ・少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあるほか、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者等の交通事故抑止対策の推進が課題となっています。
- ・交通事故総数や負傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

<変革の視点>

- ・子どもや高齢者に重点を置いた交通安全教育・啓発など、地域の主体的な交通安全活動を進めるとともに、死亡事故の抑止に向けた取締り等を行います。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(生活・文化部)

- ・県民一人ひとりが交通安全について互いに注意を呼びかけあい、「地域の安全は地域で確保する」という意識が醸成されるよう、さまざまな主体と連携し、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動を推進します。
- ・子どもや高齢者が、安全で安心して生活できる交通環境の実現に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者を育成することにより地域の主体的な交通安全活動を支援します。

(県土整備部)

- ・通学路等の安全を確保し、かつ運転者が快適に通行できる交通環境を実現するため、歩道や照明灯の整備、交差点改良などを計画的に推進します。

(警察本部)

- ・通学路等の生活道路や新設道路については、信号機の新設・改良などを計画的に推進するとともに、幹線道路等においては光ビーコン等の交通管制機器の整備や交通事故多発箇所の解消に向けた重点的な整備を推進します。
- ・交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、飲酒運転・信号無視などの悪質・危険な違反やシートベルト・チャイルドシートの正しい着用・使用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動を推進します。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

122 犯罪対策の推進 (主担当部:警察本部)	12201	みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進 (警察本部)
	12202	犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化 (警察本部)
	12203	組織犯罪対策の推進 (警察本部)
	12204	犯罪被害者支援対策等の充実 (警察本部)
	12205	県民の安全を守る活動基盤の整備 (警察本部)

<施策の目標 (平成27年度末での到達目標)>

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015年度)	現状値 (2011年度)
刑法犯認知件数		

〔目標項目の説明〕

・刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷および危険運転致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数（三重県警察本部犯罪統計資料（暦年1月～12月））

<現状と課題>

- ・これまで地域の安全を確保するため、犯罪の検挙と抑止に取り組んできた結果、県内の刑法犯認知件数は、平成14（2002）年をピークに減少傾向にあるものの、県民に強い不安を与える凶悪犯罪・侵入犯罪、県民の身近で発生する街頭犯罪、暴力団等による組織犯罪等は、依然として後を絶たず、県民の不安を解消するには至っておりません。
- ・このような現状において、刑法犯認知件数の減少傾向を定着させ、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、自主防犯活動に対する支援等地域と一体となった犯罪抑止活動や凶悪犯罪、街頭犯罪等に対する検挙活動を一層推進する必要があります。

<変革の視点>

- ・これまでの自主防犯活動に対する支援に加え、新たに次代を担う若者の自主防犯活動等への参画を促進するなど、その裾野を拡大し、地域における絆を再構築するとともに、規範意識の向上を図り、犯罪に強いまちづくりを推進します。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(警察本部)

- ・犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪の被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性の安全の確保、自主防犯活動団体の更なる活性化などに取り組みます。
- ・犯罪の徹底検挙と抑止のため、初動捜査活動の強化、科学捜査活動の高度化などを推進します。また、暴力団等による組織犯罪に対しては、違法行為の取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。
- ・犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族等を社会全体で支え、被害者も加害者も出さないまちづくりを推進します。
- ・交番・駐在所等警察活動の基盤となる施設、装備資機材等の整備・充実を図ります。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

123 消費生活の安全の確保	12301 消費者の自立のための支援	(生活・文化部)
	12302 消費者被害の防止・救済	(生活・文化部)

(主担当部：生活・文化部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

商取引の多様化、複雑化等により、新たな消費者トラブルが発生し、高齢者の消費者被害が増加しているため、さまざまな主体が連携しながら消費者啓発等の情報をきめ細かく提供することによって、地域や家庭における自主的な学習によるトラブル防止の取組が進み、県民の皆さんが正しい知識や情報を活用して消費者トラブルの未然防止や自主的解決につなげています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015年度)	現状値 (2011年度)
消費生活情報を活用している人数		

[目標項目の説明]

- 消費生活に関する相談窓口や講座、研修会、情報提供事業の利用者数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）

<現状と課題>

- 商品やサービス、商取引の多様化・複雑化が進み、消費者と事業者との間において情報の量や質に差が生じており、新たな消費者トラブルや高齢者を狙った悪質商法等への対応が求められています。
- 消費者庁の設置、消費者安全法の施行により、国や県、市町が役割分担し、一体となって消費者行政に取り組むこととなっていますが、市町の消費生活相談窓口をさらに充実することが必要です。
- 安全で安心できる消費生活を守るためには、消費者団体、事業者団体、市町等と連携し、幅広く啓発活動を行う必要があります。また、事業者自らの消費者の信頼を確保する取組を促進することが課題となっています。

<変革の視点>

- 消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等さまざまな主体と連携することによって、身近なところでの消費者啓発等の情報提供や相談体制を充実させ、地域や家庭における自主的な学習によるトラブルの未然防止や自主的解決を図ります。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

- さまざまな主体が連携して啓発活動を行うネットワークの参加拡大を進め、地域における市町や消費者団体等による連携や啓発活動を促進することで、消費者トラブルの多様化や高齢者被害の増加に対応して、講演会等をとおして幅広くきめ細かい情報提供を行い、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。
- 県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情報集約や情報提供、専門的・広域的な相談対応を行うとともに、市町の消費生活相談に対して、消費生活相談員等の人材育成や巡回相談指導を行うとともに、市町の広域的連携へ向けて支援を行います。

- ・悪質な商取引について、市町や警察、近隣府県、関係団体等と連携して事業者指導を行うとともに、ネットワークを活用して事業者団体の自主行動基準策定へ向けての検討を行い、取引の適正化を図ります。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

124 食品・医薬品等の安全 と暮らしの衛生確保 (主担当部：健康福祉部)	12401	食品の安全・安心の確保	(健康福祉部)
	12402	生活衛生営業の衛生水準の確保	(健康福祉部)
	12403	医薬品等の安全な製造・供給の確保	(健康福祉部)
	12404	薬物乱用防止対策の推進	(健康福祉部)
	12405	人と動物との共生環境づくり	(健康福祉部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

食品や医薬品等の製造から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な食品や医薬品等が供給されています。

また、これまでの取組に加え、さらに多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015 年度)	現状値 (2011 年度)
食品検査における衛生管理指標等の適合率		

[目標項目の説明]

・食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」に規定されている食品、添加物等の規格基準および県の食品の衛生管理指標に適合している食品と不適合であったが適合するように改善した食品の割合（健康福祉部薬務食品室調べ）

<現状と課題>

- ・消費者の食の安全・安心への関心が高い中、食品衛生対策を総合的に推進しているものの、食中毒は依然として発生しており、食品事業者の自主衛生管理の推進や消費者への啓発などの対策が必要であり、食の安全・安心について県民を含め幅広い分野の方々と協働して取り組むことが必要です。
- ・平成21（2009）年に一般用医薬品のリスクに応じた分類とそれに伴う医薬品販売時の情報提供の強化などを盛り込んだ新たな医薬品販売制度が導入されました。それに加えて県民の医薬品等に対する関心が高まっていることから、事業者による製造から販売までの適正な品質確保や県民への医薬品等に関する情報提供がなお一層求められています。
- ・薬物事犯の検挙者数は減少しておらず、大麻や合成麻薬の若年層による乱用も懸念されており、幅広い分野の方々と協働して薬物乱用防止に取り組んでいくことが必要です。
- ・動物に関する苦情や相談件数は毎年10,000件以上とここ数年減少しておらず、減少に向けて関係団体と協働して動物愛護精神の高揚に向けた啓発活動に取り組むことが必要です。

<変革の視点>

- ・HACCP手法を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」により、食品製造業に加え飲食店営業も対象として、これまで以上に幅広い食品関連事業者等の自主的な取組を促進するとともに、食の安全・安心や医薬品等に関する知識、薬物乱用防止などにかかる県民への普及啓発について、協力団体等の拡大などに取り組みます。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(健康福祉部)

- ・ HACCP手法を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」により、幅広い食品関連事業者等の自主的な取組を促進します。また、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通、販売にいたる各段階で、食中毒の発生頻度等を踏まえて危害発生リスクが高いと考えられる施設の重点監視・指導及び検査を実施します。
さらに、食の安全・安心への相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報を公開し、消費者、事業者及び生産者の意見交換の場を充実します。
- ・ 消費者に安全な食肉を提供するため、BSE全頭検査等を実施するなど食肉検査を確実に実施します。また、食肉の処理及び検査のプロセスを公開し、食肉に関わる情報を県民に提供します。
- ・ 医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を行うとともに、県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を進めます。
- ・ 県内に流通する食品や医薬品等の安全を確保するため、引き続き残留農薬、医薬品成分試験等の試験検査を実施するとともに、分析技術等の向上に努めます。
- ・ 薬物乱用防止に向けて麻薬等を取り扱う施設の監視指導を行うとともに、民間団体、学校、市町などと協働して、また新たに協力団体の拡大を図り、地域の実情に応じた啓発活動や再乱用防止対策などを行います。
- ・ 犬や猫の譲渡事業や動物愛護教室の開催などの愛護管理業務を拡充させるため、動物愛護管理センターのあり方の検討を始めるとともに、関係団体等と連携した動物愛護精神の高揚に向けた広報・啓発のほか、動物による危害発生防止に取り組みます。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

125 感染症対策の推進

(主担当部：健康福祉部)

12501 感染症予防普及啓発の推進 (健康福祉部)

12502 感染症危機管理体制の整備 (健康福祉部)

12503 感染症対策のための検査・治療体制の推進
(健康福祉部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、県内の全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015 年度)	現状値 (2011 年度)
感染症の集団発生事例数		

(目標項目の説明)

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数 (健康福祉部健康危機管理室調べ)

<現状と課題>

- ・ 感染症発生時において、より迅速かつ的確な感染症対策の取組が必要となっています。
- ・ 近年、インターネット情報が氾濫していることから、これまで以上に感染症に対する正しい知識や情報を的確に提供するとともに、感染予防の啓発を進めていく必要があります。
- ・ 新たな感染症の発生が危惧されていることから、迅速かつ的確な予防対策を講じることができる人材の確保が必要となっています。
- ・ エイズ (AIDS) やB型・C型肝炎の感染拡大防止には、早期発見、早期治療が重要とされていますが、検診受診者数は減少傾向にあることから、県民が積極的に検査を受けられる体制が課題となっています。

<変革の視点>

- ・ これまでの感染症対策は、発生後に拡大を抑える取組に止まっていますが、感染症対策をさらに推進するためには、発生の兆しを早期探知することが重要であることから、県内医療機関、保育所、学校等とのネットワーク構築に取り組みます。また、新たな感染症への対応を迅速かつ的確に行うことができる、より高い専門知識を持った人材の育成に取り組みます。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(健康福祉部)

- ・ 感染症発生の兆しを早期に探知し、感染拡大を未然に防止できる新たな感染症情報システムの構築を進めていきます。また、県内医療機関、保育所、学校等と連携し、感染症の発生状況を早期に察知して的確な予防対策を講じることができる人材育成を進めるとともに、感染症発生時の体制整備を行います。

- ・ 市町・保健所職員、感染管理認定看護師等医療関係者を対象とした情報化コーディネーターを育成します。
- ・ 新たな感染症への対応が迅速かつ的確に行えるよう新型インフルエンザ行動計画等を見直していきます。
- ・ 結核医療に要する治療費の補助をするほか、直接服薬指導（DOTS）による確実な治療継続支援、早期受診の普及啓発などの結核対策を実施します。
- ・ 県民のエイズ感染防止対策を推進するため、人権を尊重した啓発活動、相談・指導、無料検査等を行います。
- ・ 感染拡大防止のために早期発見、早期治療が重要であるB型・C型肝炎については、引き続き各保健所および委託医療機関で無料検査を実施します。
- ・ 子宮頸がん予防ワクチンや、肺炎球菌ワクチン、Hibワクチンの予防接種については、国の動向を見据えたうえで、対応をします。
- ・ 感染症対策に関する調査研究および試験検査を引き続き行い、原因究明等に取り組んでいきます。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

131 健康対策の推進 (主担当部：健康福祉部)	13101	健康づくり活動の推進	(健康福祉部)
	13102	こころの健康づくりの推進	(健康福祉部)
	13103	がん・生活習慣病対策の推進	(健康福祉部)
	13104	難病等疾病対策の推進	(健康福祉部)
	13105	健康産業の育成による健康づくり	(健康福祉部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

地域の実情に応じて、県民、NPO、企業、学校、市町等が協働してこころと身体の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少やがん検診・特定健康診査の受診率の向上がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、がん、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の構築や医療費助成などを進めることにより、県民が安心して療養できる体制が整備されています。

他分野の事業者や研究者等の新たな参入により、みえメディカルバレー構想の取組が広がり、県民の病気の予防・治療、健康の保持・増進につながる製品やサービスが生み出される仕組みが構築されています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015 年度)	現状値 (2011 年度)
健康寿命		

[目標項目の説明]

- ・ 県民が日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活ができる期間
健康寿命 = 平均寿命 (0歳平均余命) - 介護を必要とした期間
(健康福祉部健康づくり室調べ)

<現状と課題>

- ・ がんや生活習慣病等に依然として多くの県民が罹患しています。そのため、日常における健康づくりから病気の予防、早期発見に対する県民の意識の向上を図るとともに、関係機関による医療連携体制や予後に係る取組の強化が必要です。
- ・ 本県の自殺者数は毎年400人前後と高い水準で推移しています。自殺は、失業、多重債務等の社会的要因や健康などの個人的な属性が複雑に関係し、多くの場合、うつ病などを発症していることから、これらの要因に対する対策を進める必要があります。
- ・ 難病患者が年々増えていることや平成22(2010)年に改正臓器移植法が施行されたことなどに伴い、難病患者等に対する医療費助成や骨髄バンク・臓器移植の普及啓発などについて、引き続き推進していくことが必要です。
- ・ 県民の健康志向の高まりにより、健康保持・増進につながる製品や、医療・介護現場のニーズに応えた製品・サービスが開発・提供されていくことが求められており、今後、さらに多くの医療機関や研究機関、新たな分野の事業者等の参画を得て取り組んでいくことが必要です。

<変革の視点>

- ・ がんや生活習慣病、うつ病などの増加に対し効果的な対策を講じていくため、県民、NPO、企業、学校、市町等関係機関の連携による取組や、家庭、職場、地域における絆を活かした取組を進めることにより、これまで以上に健康対策のための地域のネットワークの充実・強化を図り

ます。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(健康福祉部)

- ・ 健康づくりや生活習慣病予防を推進するため、「みえ県民力ビジョン（仮称）」の考え方や三重の健康づくり総合計画の評価などを踏まえた新たな健康づくり総合計画を策定するとともに、関連するがん対策戦略プランや自殺対策行動計画等の関連計画の見直しを行います。
- ・ 運動・食事・禁煙・口腔ケアなど個人の適正な生活習慣の定着に向けて、市町や市民団体など多様な主体との協働により、普及啓発を進めます。
- ・ 新たな法律の制定など、歯科口腔保健を取り巻く環境の変化に適切に対応します。
- ・ こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を、自殺対策情報センターを核に、地域の関係機関・団体と連携しながら実施するとともに、うつ・自殺に対する気づきや相談にかかる基礎的な知識を持ったメンタルパートナーを育成し、うつなどこころの悩みを持つ人を相談窓口につなげることにより、地域全体でうつ・自殺対策などを進めていきます。
- ・ がん検診、特定健康診査の受診率向上等に向け、市町、関係機関に加え企業とも連携を図ることで、疾病の早期発見につなげます。また、県民が安心して療養できる、切れ目のない医療連携体制の整備をめざします。さらに、罹患率、生存率等を把握し、科学的な根拠に基づくがん対策に取り組むため、地域がん登録を推進します。
- ・ 難病患者等への医療費助成等を行うとともに、難病患者団体との協働により難病相談を実施するなど、難病患者等へのきめ細かな療養・生活支援を行います。
- ・ 骨髄バンクや臓器移植について普及啓発を行うとともに、(財)三重県角膜・腎臓バンク協会の活動を支援し、臓器提供体制の整備を推進します。
- ・ 県民に直接高度な医療を提供する治験体制や健康づくりを体験する健康サービス事業などへの支援を行うとともに、多くの関係機関や事業者の参画を得て、医療・福祉機器や地域資源を活用した医薬品、食品等を開発するしくみを構築することで、県民の健康維持・増進に寄与する製品やサービスを提供できるようにしていきます。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

132 医療体制の整備 (主担当部：健康福祉部)	13201	医療分野の人材確保	(健康福祉部)
	13202	救急・へき地等の医療の確保	(健康福祉部)
	13203	医療の質の向上	(健康福祉部)
	13204	県立病院による良質で満足度の高い 医療サービスの提供	(病院事業庁)
	13205	適正な医療保険制度の確保	(健康福祉部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の県内医療機関への定着と医師の不足・偏在解消の取組が進むとともに、医療現場が必要としている看護職員が確保されるなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制が整備されています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値（2015年度）	現状値（2011年度）
人口10万人当たりの病院勤務医師数		

[目標項目の説明]

- ・ 県の人口10万人あたりの県内病院に勤務する常勤医師数（厚生労働省病院報告）
2015年度の目標値は、2015年秋に把握できる2014年度の実績数値により測ることとします。

<現状と課題>

- ・ 医師や看護師等の不足などにより、地域の救急医療を担う二次救急の輪番制の維持が困難な状況となっており、地域医療に従事する医師等の育成と定着促進や医療機関の機能分担・機能連携を進めるとともに、救急医療を安定的に確保するための対策を行う必要があります。
- ・ 「かかりつけ医」を持たないこと等から安易に救急車を利用することが多く、県民一人ひとりの地域医療に対する理解の促進と適切な受診行動が求められています。
- ・ 安全・安心な医療を確保するため、医療に関する相談に適切に対応するとともに、医療機関の情報提供を進める必要があります。
- ・ 市町国民健康保険は、長引く経済不況の中で、医療費が高い高齢者や負担能力の低い低所得者が多く、また、小規模保険者であることから、財政基盤が不安定になりやすい等の構造的な問題を抱え、その運営が厳しくなっており、広域化に向けた環境整備や後期高齢者医療制度も含め財政支援の拡充等の制度見直しが求められています。
- ・ 医師や看護師等の不足などにより、一部の県立病院において、役割・機能が十分に発揮できていない状況にあることから、県立病院改革を着実に進める必要があります。

<変革の視点>

- ・ これまでの行政・医療機関が主体となった取組に加え、県民自らが医療に対する理解を深め、一人ひとりができることに取り組むことにより、地域の医療を守る行動等につなげていくとともに、医師をはじめとする医療従事者にとっても魅力のある医療機関や医療体制づくりを進めていきます。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(健康福祉部)

- ・ 県民が「かかりつけ医」を持つことや地域医療に対する理解を深め、一人ひとりができることに取り組めるよう、企業、医療機関、大学、関係団体などに働きかけ、新たに啓発キャンペーンを実施することとし、具体的には、シンポジウムの開催などの啓発活動に取り組むとともに、医療関係者に対する感謝のメッセージ募集などを行います。さらに、地域医療を守る活動に取り組む団体に対する支援等を行います。
- ・ 医師の不足・偏在の解消に向けて、研修医など若手医師の確保・育成や地域医療研修センターを通じた地域医療教育の充実、女性医師の子育て・復職支援等に取り組むほか、新たに、指導医の確保・育成、医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行うしくみづくりに取り組みます。
- ・ 看護職員の確保に向けて、修学資金貸与制度等を活用した県内就業率の向上や病院内保育所の運営支援など、看護職員の子育てと仕事の両立を支援します。また、潜在看護職員を復職につなげるための研修や高度化、多様化する医療現場のニーズに的確に対応できる、高い専門性を有する看護職員の養成に対し支援します。
- ・ 質の高い看護職員の養成を図るため、公立大学法人三重県立看護大学の運営に必要な支援を行います。
- ・ 医療機関の適切な機能分担・機能連携を促進する観点から、救急医療情報システムによる初期救急医療機関の案内を行うとともに、二次救急医療機関等の施設や設備の整備等を支援します。
- ・ 三次救急医療体制の充実を図るため、県内の救命救急センターの運営を支援するとともに、県内全域を対象とした県独自のドクターヘリの運用を行います。
- ・ 医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を継続的に実施するとともに、医療機関の基本情報などを提供し、安全・安心な医療の確保をめざします。
- ・ 平成24(2012)年4月から特定地方独立行政法人に移行する県立総合医療センターに対して、中期目標で定めた政策医療の提供や法人運営に関して必要な支援を行います。
- ・ 良質で適切な医療提供体制を確保するため、国の基本方針に基づき、従来の、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に、患者数が増加している精神疾患を新たに加え5疾病として位置づけ、地域の実情を十分に踏まえた第5次保健医療計画の策定を行います。
- ・ 国民健康保険の県単位の広域化に向けて「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に基づき市町に対し、後期高齢者医療制度についても後期高齢者医療広域連合に対し、法に基づく財政支援や助言、指導を行います。

(病院事業庁)

- ・ 県立病院については、県民に良質で満足度の高い医療サービスを提供するため、県立病院改革を着実に進めるとともに、「三重県病院事業中期経営計画(平成22~24年度)」に沿って、引き続き経営の改善に取り組みます。また、志摩病院の指定管理者に対し適切な管理監督を行います。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

141 社会福祉の充実 (主担当部：健康福祉部)	14101	地域福祉活動と権利擁護の推進	(健康福祉部)
	14102	福祉分野の人材確保・養成	(健康福祉部)
	14103	福祉サービスの適正な確保	(健康福祉部)
	14104	ユニバーサルデザインの意識づくりの推進	(健康福祉部)
	14105	生活困窮者の生活保障と自立支援	(健康福祉部)
	14106	戦傷病者等の支援	(健康福祉部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

さまざまな福祉ニーズが増大する一方で、地域の支え合いの力が弱まってきている現状に対して、地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉に従事する人材の確保・育成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活に困窮する人などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値（2015年度）	現状値（2011年度）
ボランティア登録をしている県民の割合		

〔目標項目の説明〕

・県の人口に対する県・市町ボランティアセンターに登録している県民の割合（三重県社会福祉協議会調べ）

<現状と課題>

- ・ 地域における絆の希薄化等により、これまで以上に高齢者や障がい者、生活困窮者等を社会全体で支え合う体制づくりが必要です。
- ・ 高齢化の進展に伴い、福祉サービスを提供する法人等や利用者が増加する中、福祉・介護人材の安定的な確保と資質の向上や、効率的、効果的な監査の実施による社会福祉法人等の適正な運営を確保することが必要です。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方の浸透に向けた取組が十分に進んでいないため、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの「意識づくり」に取り組む必要があります。
- ・ 厳しい雇用・経済情勢や高齢化を背景に、生活困窮者が増加しており、生活の保障と自立に向けた支援が求められています。
- ・ 戦傷病者や戦没者遺族への支援については、対象者の高齢化に伴い、よりきめ細かな配慮が必要です。

<変革の視点>

- ・ 高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、従来の日常生活への支援に加えて、成年後見制度などの権利擁護の取組を強化します。
- ・ 新たに、車いす使用者用駐車区画の適正利用に向けパーキングパーミット制度を導入すると

ともに、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりを進めることにより、ユニバーサルデザインの「意識づくり」に取り組みます。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(健康福祉部)

- ・ ボランティア活動活性化のための取組や、住民の立場で相談・支援を行う民生委員・児童委員の活動支援を進めるとともに、市町や社会福祉協議会等と連携して、さまざまな主体のネットワーク化を図り、地域における支えあい体制づくりを支援します。
- ・ 判断能力が十分でない高齢者や障がい者が、安心して地域で暮らすことができるよう、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助等の活動を支援するとともに、成年後見制度の利用推進に向けた検討等を行います。
- ・ 福祉人材センターやハローワーク、介護福祉士等養成校等関係機関と連携して、新たな人材の確保、求人・求職者のマッチングや介護資格の取得を支援する事業等を推進し、福祉・介護分野の人材の確保、育成を図ります。
- ・ 指導監査の効率化を図るとともに、重点監査項目を定め、メリハリのある実効性の伴った指導監査を実施し、運営に課題のある法人等を優先して実地指導監査を行います。また、福祉サービスの質の向上を図るため、「みえ福祉第三者評価制度」の一層の普及に努めます。
- ・ さまざまな主体の連携のもと、パーキングパーミット制度の導入や、定着に向けた普及啓発活動を行うとともに、次世代を担う子どもたちを中心とする学校出前講座やユニバーサルデザインのまちづくり賞など、県民にとって身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。
- ・ 離職者等に対して、関係機関と連携して、融資・給付事業など第二のセーフティネットを適切に運用し、生活・就労支援を行います。
- ・ 指導監査等を通じて生活保護の適正な実施を確保するとともに、生活保護受給者の経済的自立や日常生活・社会生活における自立へ向けて、ハローワークと連携した就労支援や個別の状況に対応した支援プログラムによる支援を図ります。
- ・ 戦傷病者や戦没者遺族にかかる援護事業について、きめ細かな配慮を行いながら、適切に実施します。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

142 高齢者福祉の充実

(主担当部：健康福祉部)

- 14201 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上 (健康福祉部)
- 14202 介護基盤の整備促進 (健康福祉部)
- 14203 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)
- 14204 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部)

<施策の目標 (平成27年度末での到達目標)>

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、真に施設サービスを必要とする高齢者のための介護サービス基盤の整備が進むとともに、地域包括ケアの取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015 年度)	現状値 (2011 年度)
特別養護老人ホームにおける重度で在宅の入所待機者数		

〔目標項目の説明〕

- ・特別養護老人ホームの入所待機者のうち、介護度が重度で県内の在宅生活者数 (健康福祉部長寿社会室調べ)

<現状と課題>

- ・高齢化の進展に伴い、75歳以上の高齢者が増加し、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれています。
- ・介護基盤の整備について、市町と連携して進めているところですが、施設サービスへのニーズが高いことから、特別養護老人ホームの入所待機者は依然として多数となっています。また、サービスを支える介護人材の確保や資質向上が必要となっています。
- ・今後ますます増加する認知症高齢者への対応として、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要であるとともに、地域における支援体制の整備が必要です。
- ・地域において支え合いの絆が薄れてきていることから、元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手となることが期待されています。

<変革の視点>

- ・介護基盤の整備について、これまで特別養護老人ホームの整備数を目標にしてきましたが、今後は、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消を目標として、市町と連携して整備を進めます。
- ・高齢者の地域活動への支援については、これまでは老人クラブなどの活動を中心に実施してきましたが、今後は広く高齢者が行う地域貢献活動等を支援することにより、元気な高齢者が地域で活躍できる場づくりを進めます。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(健康福祉部)

- ・ ケアマネジャーの資質向上に向けた研修及び介護施設等の介護職員に対するたんの吸引の研修等を実施し、サービスの向上を図ります。
- ・ 特別養護老人ホームにおける介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消をめざして、市町と連携して、特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備を進めます。
- ・ 地域包括ケア体制の整備を担う市町職員や地域包括支援センター職員を対象に関係機関等とのネットワークづくりに向けた研修や市町が行う介護予防の効果的な事業実施に向けた研修を実施します。
- ・ 個別具体的な課題や困難事例の解決を図るため、新たに、それぞれの専門アドバイザーを地域包括支援センターへ派遣します。
- ・ 高齢者虐待の早期発見・早期対応や成年後見制度の利用促進を図るため、市町、地域包括支援センター職員や介護施設従事者を対象とした研修を関係機関と協働して実施します。
- ・ 認知症の専門医療等を実施する「認知症疾患医療センター」を引き続き指定するとともに、介護、医療の連携強化や「認知症サポーター」の養成など、地域における支援体制の構築を進めます。
- ・ 元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう、地域貢献活動に取り組む老人クラブをはじめとする高齢者団体への支援等を行います。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

143 障がい者の自立と共生 (主担当部：健康福祉部)	14301	障がい者福祉サービスの基盤整備の推進 (健康福祉部)
	14302	障がい者福祉サービスの充実 (健康福祉部)
	14303	障がい者の相談支援体制の整備 (健康福祉部)
	14304	精神障がい者の保健医療の確保 (健康福祉部)
	14305	障がい者の社会参加環境づくり (健康福祉部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015 年度)	現状値 (2011 年度)
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数		

〔目標項目の説明〕

・グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し県内で生活している障がい者数 (健康福祉部障害福祉室調べ)

<現状と課題>

- ・ 福祉、医療、教育、労働など様々な分野で障がい者施策に取り組んでいるところですが、幼年期から老年期に至るまでの生涯を通じた障がい者の地域生活支援が切れ目なく行えるよう、より一層の総合的な施策展開が必要です。
- ・ 障がい者が地域で自立した生活をしていくためには、グループホームやケアホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保が求められていますが、現状では十分に確保できていないとは言えず、引き続き整備を続ける必要があります。
- ・ 工賃倍増や職場実習等に取り組んできましたが、福祉的就労における工賃は依然として低く、現行の枠組みでは限界があるため、就労の場の確保や多様な働き方の選択肢が提供される必要があります。
- ・ 障がい者医療費助成の制度のあり方について、実施主体である市町と検討を行っています。
- ・ 障害者制度改革に向けた動きの中で、多様なサービスが提供可能となりましたが、個々の障がい者のニーズに対応したサービスの組み合わせや地域での利用可能なサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応できる相談支援体制の充実が必要です。
- ・ 精神障がいのある人への支援に関しては、特に長期入院者の社会的入院を解消するため、地域で生活できるための仕組みづくり等が求められています。
- ・ 障がい者への情報保障や社会参加の機会が十分ではなく、地域で自分らしく生活できない障がい者が少なくないため、障がい者が安心して社会参加できる環境整備が必要です。

<変革の視点>

- ・ 障害者制度改革の流れを踏まえ、障がい者が、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できるよう、県民の皆さんと協働し、社会全体で支える取組を進めます。
- ・ 幼年期から老年期に至るまでの生涯を通じた障がい者の地域生活支援を切れ目なく行うため、福祉、医療、教育、労働など様々な分野との連携を強化して、総合的な施策の推進を図ります。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(健康福祉部)

- ・ 障がい者が地域で自立して暮らすことができるよう、日中活動の場やグループホーム等の整備等、サービス基盤の整備を進めます。
- ・ これまでの就労に向けた支援に加え、新たに共同受注窓口や社会的事業所など多様な働き方を見据えた事業の展開を行います。
- ・ 障がい者が安心して医療を受けられるよう、市町と連携して医療費助成等に引き続き取り組んでいきます。
- ・ 障害保健福祉圏域ごとの総合相談支援センターを充実し、障がい児療育、就業生活支援、地域移行などに係る支援を行うとともに、県内全域を対象に、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび重症心身障がい等の障がいに関する広域・専門的な相談支援を実施します。
- ・ 精神障がいのある人が、地域生活へ移行し、継続して生活できるよう、休日・夜間における精神科救急医療体制の確保に加え、アウトリーチ（訪問支援）の一層の強化を図るなど、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりを進めます。
- ・ 障がい者の特性に応じた情報コミュニケーションに係る支援と社会参加のための環境整備を進めます。
- ・ 障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、全国大会や国際大会で活躍できるアスリートを育てられる環境づくりを進めます。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

151 地球温暖化対策の推進 (主担当部：環境森林部)	15101	温室効果ガス削減の取組推進	(環境森林部)
	15102	環境経営の促進	(環境森林部)
	15103	環境行動の促進	(環境森林部)
	15104	環境教育の推進	(環境森林部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

地球温暖化問題に対する意識啓発などの取組によって、県民の意識は高まっているものの行動へとつながっていない状況にありますが、意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等温室効果ガス削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で温室効果ガス削減の取組が広がっています。

こうした状況のもと、県民・事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015年度)	現状値 (2011年度)
温室効果ガス排出量の基準年度比		

[目標項目の説明]

- 三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度（1990年度）比（環境森林部地球温暖化対策室調べ）

<現状と課題>

- 三重県域における平成20（2008）年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度（平成2（1990）年度）に比べると10.5%増と大きく増加しています。排出量の内訳では、産業部門が59%、運輸部門が15%と排出量の大部分を占める一方、伸び率（対1990年度比）では、民生業務部門（オフィス、店舗等）が68%、民生家庭部門が20%と大きな伸びを示しています。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災とそれに伴う原発事故により、エネルギー問題が大きくクローズアップされる中、電力を中心に県民、事業者とも省エネが大きな課題となっています。
- 地球温暖化対策については、省エネ等取組の効果が見えにくいため、意識が行動につながりにくくなっています。
- 温室効果ガスの削減は、各主体において取り組まれています。個々の取組にとどまっておらず、全体としてまとまった広がりのある展開が求められています。

<変革の視点>

- さまざまな主体が個々に取組を進めるのではなく、まちづくりの観点から、地域の特性を生かして、各主体が一体となって取り組むことで、より効果的な温室効果ガスの削減をめざします。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(環境森林部)

- エネルギー問題等も含めた総合的な観点から地球温暖化対策を進めていく必要があります。その

ための条例の制定を検討していきます。

- ・ 地域の特徴を活かしながら、県民、事業者、行政等が役割を分担し、地域が一体となって電気自動車等を活用するなど低炭素社会を踏まえたまちづくりを進めることにより、温室効果ガスの削減を進めます。
- ・ 運輸部門での温室効果ガス削減取組を促進するため、事業者などを対象にエコドライブインストラクターを養成し、エコドライブの普及に取り組みます。
- ・ 本県の地形や気候等の特性をふまえ、地球温暖化による気候変動が社会におよぼす影響の調査を行います。
- ・ 環境経営の促進を通じて温室効果ガスの削減を図るため、M-EMSの普及拡大を図ります。
- ・ 家庭での省エネ等、温室効果ガスの削減を進めるため、地球温暖化防止活動推進員を通じて取組の効果を「見える化」し、県民の意識の高まりを行動につなげていきます。
- ・ 環境教育を推進していくため、三重県環境学習情報センターを拠点に、子どもや指導者育成を目的とした講座等を行います。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

152 廃棄物対策の推進

(主担当部：環境森林部)

- | | | |
|-------|-----------------------------|---------|
| 15201 | ごみゼロ社会づくりの推進 | (環境森林部) |
| 15202 | 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進 | (環境森林部) |
| 15203 | 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進 | (環境森林部) |

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用をはかることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されていきます。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015 年度)	現状値 (2011 年度)
廃棄物の最終処分量		

〔目標項目の説明〕

- ・最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量（環境森林部ごみゼロ推進室、廃棄物対策室調べ）

<現状と課題>

- ・住民、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3Rの取組によって、ごみの総排出量は減少していますが、一般廃棄物の約3割（重量ベース）を占める生ごみの資源化は、一部地域での実施にとどまっています。また、東海・東南海・南海地震など、今後発生が予想される大災害による災害廃棄物の円滑な処理が求められています。
- ・産業廃棄物の3Rについては、排出事業者等に対して指導・啓発を行ってきましたが、再生利用率が全国平均に比べて低い状況にあります。また、産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、排出事業者責任の徹底や廃棄物処理業者の優良化が求められています。
- ・不法投棄事案の件数は減少傾向にあるものの、依然として行為者不明な事案が後を絶たず、手口も悪質・巧妙化しています。また、過去の不適正処理事案による生活環境保全上の支障の除去が求められています。

<変革の視点>

- ・市民団体による小学生への環境教育・環境学習を充実するなど、「もったいない」という環境意識を高めます。また、地域自身による監視の目を加えることで、不法投棄を許さない社会づくりを進めるとともに、リスクコミュニケーションのもとでの不適正な処理事案の迅速な是正により地域住民の安全・安心を確保します。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(環境森林部)

- ・「もったいない」という環境意識を高揚し、ごみ減量化等を進めるため、次世代を担う子どもた

ちを対象に市民団体が中心となった環境教育を行うとともに、食品残さを循環利用するための制度の普及啓発や生ごみ減量化に取り組む市町への技術的支援を行います。さらに、災害時における廃棄物の処理を円滑に進めるため、市町の災害廃棄物処理計画の充実に向けた、調査、検討を進めます。

(環境森林部、企業庁)

- ・ RDF焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保し、一般廃棄物の適正処理がなされるよう努めます。

(環境森林部)

- ・ 産業廃棄物の発生抑制や再生利用等を進めるため、事業者による適正管理計画策定などの自主的な取組を促進するとともに、バイオマス系産業廃棄物等を対象にしてリサイクル、エネルギー利用に関する調査・検討を行い、今後の具体的な施策展開のベースとします。また、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づき、認定製品の安全性や品質を確保するなど認定制度の適正運用を進めます。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、多量排出事業者を中心として電子マニフェストの普及や優良処理認定業者の育成・活用をはかるとともに、高濃度PCB廃棄物の期限内の適正処理を促進します。

また、財団法人三重県環境保全事業団が廃棄物処理センター事業として整備を進めている新しい最終処分場に対し、引き続き支援・指導を行います。

- ・ 産業廃棄物の不適正処理事案の未然防止や早期発見を進めるため、監視カメラや民間パトロールの活用や多様な主体と連携を進めて、間隙のない、幅広い監視体制の充実をはかるとともに、行政代執行により環境修復が必要な四つの不適正処理事案について、計画的かつ迅速に事業を進めて県民の安全・安心を確保します。また、その他の継続的なモニタリングが必要な事案については引き続き安全性を確認します。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

153 大気環境の保全 (主担当部：環境森林部)	15301	大気汚染物質削減の推進	(環境森林部)
	15302	自動車環境対策の推進	(環境森林部)
	15303	化学物質に起因する環境リスク低減の推進	(環境森林部)
	15304	大気環境保全のための調査研究の推進	(環境森林部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

県民や事業者の皆さんの協力を得て、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染解消への取組が進むことによって、自動車排出ガス測定局における大気環境基準が達成され、県内全体において良好な大気環境が保たれています。また、化学物質の適正な管理・使用により、環境中への排出量が最小化されています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015年度)	現状値 (2011年度)
大気環境測定地点において大気環境基準を達成している地点の割合		

〔目標項目の説明〕

- ・大気環境測定地点（測定局）における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）が大気環境基準を達成した地点の割合（環境森林部地球温暖化対策室調べ）

<現状と課題>

- ・ 県内の大気環境は、おおむね良好な状態に保たれていますが、二酸化窒素に関しては、NO_x・PM法対策地域の一部地域で、自動車排出ガスによる影響が大きく、大気環境基準を達成していません。
- ・ 健康に影響を与える光化学スモッグ（オキシダント）については、その濃度上昇に備えるための光化学スモッグ予報が、毎年、発令されている状況にあるので、引き続き迅速な情報提供が求められています。
- ・ 健康に影響を及ぼすおそれがある微小粒子状物質（PM2.5）については、新たに環境基準が設けられたことから、早期に県内全体の状況を把握することが必要です。

<変革の視点>

- ・ 自動車排出ガスによる大気汚染が北勢地域の一部沿道で見られることから、局地的な大気汚染解消に向けて、これまでの行政を中心とした取組だけではなく、県民や事業者の皆さんの自主的な取組を促進し、県内全体の大気環境を良好なものとしていきます。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(環境森林部)

- ・ 大気汚染防止法に基づく工場・事業場への立入検査や指導を通じて、工場・事業場から排出される大気汚染物質について、監視・指導を行うとともに、企業コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・ 自動車からの窒素酸化物および粒子状物質の総量削減をはかるため、新たに策定するNO_x・P

M総量削減計画に基づき、事業者や関係団体の協力を得ながら、大気環境への負荷が少ない自動車への転換を促進するとともに、流入車対策等の検討を進めます。

- ・ 大気環境基準の適合状況を確認するため、大気汚染防止法に基づき、大気の常時監視を行います。また、県内全体の大気環境の状況を把握するため、大気環境測定局の整備を進め、新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）について、大気中の実態把握を行います。
- ・ 大気環境等におけるダイオキシン類環境基準の適合状況を確認するとともに、廃棄物焼却施設等の発生源に対して立入検査を実施し、適正な管理を指導します。
- ・ 化学物質の環境中への排出量低減を図るため、排出される化学物質の移動量、排出量を把握し、業者に対して必要な助言・指導を行うとともに、企業の自主的な情報公開を促進します。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

154 水環境の保全

(主担当部：環境森林部)

15401	水環境における汚濁負荷の削減の推進 (環境森林部)
15402	生活排水対策の推進 (環境森林部)
15403	伊勢湾の再生 (環境森林部)
15404	水環境保全のための調査研究の推進 (環境森林部)

<施策の目標 (平成27年度末での到達目標) >

工場・事業場における排水基準等の遵守及び浄化槽、下水道、集落排水施設等の整備に係る生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川、海域における水質が維持または改善しています。

また、水環境の保全活動等への参加に県民の関心が高まってきていますが、これまでの個々の保全活動の実施にとどまらず、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015 年度)	現状値 (2011 年度)
水浴びや水遊びができる水質の河川や海域の割合		

[目標項目の説明]

- ・ 県内の河川環境基準点・補足地点 (平成22年度末現在73地点) の生物化学的酸素要求量 (BOD) および海域環境基準点・補足地点 (平成22年度末22地点) の化学的酸素要求量 (COD) のうち年平均値が2mg/l以下となった地点の割合 (三重県公共用水域水質測定結果)

<現状と課題>

- ・ 河川の水質は、近年環境基準 (BOD) の達成率が90%以上で推移するなど、改善傾向にあるものの、海域の環境基準 (COD) の達成率は50%前後で推移しており、赤潮や貧酸素水塊が発生しているなど水質の改善が求められています。
- ・ 海域の水質改善に向けては、生活排水が汚濁負荷の主な要因のひとつとなっていることから、浄化槽や下水道などの整備によりさらに汚濁負荷を削減することが必要です。
- ・ なお、海岸域では、河川を経由して流入したごみが多量に漂着しており、砂浜等の景観悪化だけでなく、漁業や生態系への影響が懸念されています。
- ・ 県民、民間団体、企業等により、各地で環境保全の取組が行われていますが、森・川・海のつながりを意識しながら流域圏でのネットワークを広げ、みんなで地域の水環境を保全する取組に拡大・活性化していくことが必要です。

<変革の視点>

- ・ 地域の美しい川や海は地域で守るといった意識の醸成を図ることにより、県民や民間団体等による水質改善や漂流漂着物対策などの主体的な活動とその連携を促し、河川や伊勢湾をはじめとする海域の水質の維持または改善につなげていきます。また、生活排水処理施設については、事業ごとの実施という観点をこえて、生活排水対策推進本部において一体的に地域の実情を踏まえた適切な手法で整備を進めていきます。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(環境森林部)

- ・ 河川、海域の環境基準適合状況を確認するため、水質汚濁防止法に基づき公共用水域及び地下水の常時監視を行います。
- ・ 水質汚濁防止法に基づき工場・事業場への立入検査により、排水基準、総量規制基準の遵守などを徹底します。また、浄化槽、下水道、集落排水処理施設等、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を進め、河川、海域の水質保全及び伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減に取り組みます。
- ・ 生活排水対策推進本部において、整備手法の検討を進めるとともに、生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町と協働で地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を効果的かつ効率的に進めます。また、浄化槽の設置に係る県費補助を見直し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び市町村設置型浄化槽の整備を促進します。
- ・ 伊勢湾再生の取組をとおして、地域の環境は地域で保全するという意識の醸成を図り、地域の主体的な活動を促します。また、森・川・海のつながりを意識した上・下流の連携・協働を図るため、地域のネットワークづくりに取り組みます。
- ・ 海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、関係者の役割分担のもと回収・処理を行います。また、愛知県や岐阜県など、伊勢湾流域圏での発生抑制対策が求められることから、関係機関等との連携を進めます。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

161 自然環境の保全と活用

(主担当部：環境森林部)

16101	生物多様性保全の推進	(環境森林部)
16102	自然環境の維持・回復	(環境森林部)
16103	自然とのふれあいの促進	(環境森林部)

<施策の目標（平成27年度末での到達目標）>

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民や事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地里山の自主的な保全活動が活発に行われています。また、そういった取組を通じて、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値 (2015年度)	現状値 (2011年度)
生物多様性の保全活動実施箇所数		

〔目標項目の説明〕

- ・里地里山保全活動計画に基づく保全活動実施箇所数および生物多様性に係る調査・保護活動箇所数の単年度合計数（環境森林部自然環境室調べ）

<現状と課題>

- ・生物多様性の保全が求められる中、県民の皆さんの関心も高まっていることから、希少野生動植物種をはじめとする自然環境の現状を明らかにして、みんなで自然環境を保全する仕組みづくりが求められています。
- ・野生鳥獣による農林水産業等への被害や、希少植物の食害が社会問題になっていることから、増えすぎた野生鳥獣を適正な生息密度に誘導することが求められています。
- ・優れた自然景観や希少野生動植物の生息環境などを保全するため、開発などに伴う負荷の低減が求められています。
- ・近年のアウトドアブームや、エコツーリズムの広がりに対応した、利用しやすく安全な自然公園施設等の整備や有効な情報発信が求められています。また、自然歩道等の自然の中の施設は、日常的な維持管理が困難なことから、利用者とともに施設管理を行う仕組みが求められています。

<変革の視点>

- ・農林水産業等への被害の大きい野生鳥獣の保護管理のあり方を見直し、捕獲に係る制限緩和などにより適正な生息密度に誘導します。また、生物多様性の調査や計画策定を専門家や県民の皆さんとともに行うことで、さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進して、自然との共生を進めます。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(環境森林部)

- ・県民の参画を得て「三重県レッドデータブック」の更新作業をすすめ、県内の希少野生動植物の現状把握を行います。

- ・ NPO等民間団体による里地里山や希少野生動植物種等の保全活動を進めるため、専門知識など必要な情報提供や活動支援を行います。
- ・ 生物多様性や自然環境から享受している恩恵とその利用を、持続可能なものとしていくことの重要性について、県民の理解を深めるため普及啓発活動を展開します。
- ・ 農林産物被害の大きいニホンジカやイノシシ、ニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画を策定して捕獲頭数の制限緩和などを行い、適正な生息密度への誘導と被害の軽減を進めます。
- ・ 自然公園や三重県自然環境保全地域等において、法令に基づく許可制度や届出制度により自然環境を守るとともに、県民の参加も得て保全活動等を行い、景観や生態系の適正な管理を進めます。
- ・ 自然公園施設や長距離自然歩道の災害復旧とリニューアルを進めるとともに、情報発信やエコツーリズムなどを支援して自然公園等の利用を促進します。また、自然環境に配慮した河川や海岸の整備・保全を進めます。

平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

162 社会全体で支える 森林づくり

(主担当部：環境森林部)

- 16201 森林づくりへの県民参画の推進 (環境森林部)
- 16202 森林文化および森林環境教育の振興 (環境森林部)
- 16203 環境林の適正な管理と公益的な機能の発揮 (環境森林部)
- 16204 森林環境保全の研究の推進 (環境森林部)

<施策の目標(平成27年度末での到達目標)>

森林環境教育や森林に親しむ機会の提供に加え、県民や企業、ボランティア等が森林づくりに参画しやすい環境整備がさらに進み、さまざまな主体による森林づくり活動が活発に行われるとともに、間伐等の森林整備が進み、森林の適正な管理が進んでいます。

<県民指標>

目 標 項 目	目標値(2015年度)	現状値(2011年度)
間伐実施面積		

〔目標項目の説明〕

- ・県内の民有林で行われる年間の間伐実施面積(環境森林部森林保全室調べ)

<現状と課題>

- ・地球温暖化問題の進行や生物多様性への関心の高まり、豪雨災害の多発などにより、森林のもつ公益的機能への社会的要請が高まっています。
- ・林業の採算性の悪化等により、森林所有者の間伐等の必要な施業を行う意欲の減退や森林そのものへの関心の低下が、森林の整備が進まない要因の一つとなっており、放置された森林は公益的機能が低下しています。
- ・森林を適正に管理し、公益的機能を持続的に発揮させていくため、森林の恩恵を享受している様々な主体が参画し、社会全体で森林づくりを支えていくことが求められています。

<変革の視点>

- ・森林づくりのための税の検討、新たな環境林の整備手法の検討、森林環境教育への地域の人材活用など、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できるよう、社会全体で森林づくりを支える仕組みづくりを進めます。

<平成24年度当初予算編成に向けての基本的な考え方>

(環境森林部)

- ・森林づくり活動の情報提供やマッチング、技術研修の開催等を支援し、県民、企業、ボランティア、農業・漁業団体、NPO法人等のさまざまな主体の森林づくり活動や緑化活動を進めるとともに、森林づくりのための税の検討を進めます。
- ・放置竹林等の整備を進めるとともに、地域の特色を生かした竹材利用による自立した竹林整備の仕組みづくりを進めます。
- ・地域の森林・林業に豊富な知識や技能を持つ人材を活用し、小学校での森林環境教育を支援するなど、森林環境学習の機会の増加を図ります。
- ・環境林の整備については、所有者の意向や現地の状況調査により、整備目標面積の見直しを

行うとともに、県民参画による整備など新たな仕組みについて検討を進めます。

- 野生鳥獣が生息しやすい環境を整えるため、餌となる草や実のなる木の育成を促す森林整備を行います。
- 森林のもつ水源涵養機能、土砂の流出防止機能を低下させない森林作業道や、ニホンジカによる森林被害を軽減するための研究を行います。